

私第1029-30号
平成25年5月21日

各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立高等専修学校・各種学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）

標記について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、本通知の趣旨を踏まえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知の全文については、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただけますようお願いいたします。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/info/index.html>

（参考）過去の通知文書

- ・平成24年11月9日付け私第1045-121号「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/info/1045-121tuuti.html>

- ・平成25年1月28日付け私第1045-142号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/info/1045-142tuuti.html>

（お問い合わせ先）

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 島田 (06-6941-0351 内線4817)

専各振興グループ 濱田 (// 内線4862)